

○ハラスメント相談員規程

1999年11月24日制定

2001年3月14日改正

2003年3月12日改正

2001年5月23日改正

2007年12月12日改正

（設置）

第1条 フェリス女学院大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）規程第6条第2項に基づき、フェリス女学院大学にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

（相談員）

第2条 相談員は、次の各号のとおりとする。

(1) 学生相談室カウンセラー

(2) ハラスメントに関する学外の専門家

2 前項第2号の相談員は、防止委員会の推薦に基づき学長が委嘱する。

3 相談員の氏名及び連絡先は、毎学年度の初めに公表する。

（任務）

第3条 相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 相談者のハラスメントに関する相談に応じる。

(2) 相談者のハラスメントに関する相談に関して、問題解決のための援助協力を行う。援助協力には、助言又は情報提供を行うことなどが含まれる。

(3) 相談者が希望するときは、相手方の所属する学部の学部長、研究科の研究科長又は部局の部局長、並びに防止委員会委員長と協議の上、問題解決のための調整活動を行う。

(4) 相談内容について、相談者が希望する場合には、防止委員会に対して対処の申立てを行う。

（相談員連絡会）

第4条 相談員は、ハラスメントの相談に関し、相互に協議するための連絡会を設ける。

（プライバシーの保護）

第5条 第3条の任務遂行において、相談員は、相談者及び関係者のプライバシーを保護しなければならない。

（研修）

第6条 相談員は、その任務を遂行する上で必要な研修を受けなければならない。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、防止委員会の議を経て、大学評議会が行う。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001年5月23日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。